

令和7年度 第2回 仙台市消費生活審議会

日時 令和7年8月6日（水）午後1時30分～3時30分

場所 141ビル5階エル・パーク仙台 セミナー室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和6年度消費生活相談の概要について [資料1]

(2) 消費者基本計画における「消費者力」の育成について（消費者教育推進地域協議会）

[資料2]

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料1 令和6年度 消費生活相談の概要
- ・ 資料2 消費者基本計画における「消費者力」の育成について

【参考資料】

- ・ 仙台市消費生活基本計画（令和3年度～令和7年度）
- ・ 仙台市消費者行政の概要
- ・ 仙台市消費生活関係規程集

「消費者教育推進地域協議会について」

「消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）」第20条で、区域における消費者教育を推進するための情報交換及び調整を目的として設置に努めることとされている。仙台市においては消費生活審議会が設置されており、地域協議会で求められる構成員および審議テーマと重なることから、消費生活審議会委員をベースとし、テーマに応じて情報提供者（ゲストスピーカー）に出席していただくものを地域協議会と位置付けている。